法律

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条・第四条）
第三章　工場等に係る措置等
　第一節　工場等に係る措置
　　第一款　総則（第五条・第六条）
　　第二款　特定事業者に係る措置（第七条―第十七条）
　　第三款　特定連鎖化事業者に係る措置（第十八条―第二十八条）
　　第四款　認定管理統括事業者に係る措置（第二十九条―第三十九条）
　　第五款　管理関係事業者に係る措置（第四十条―第四十四条）
　　第六款　雑則（第四十五条―第五十条）
　第二節　エネルギー管理士（第五十一条―第六十八条）
　第三節　指定講習機関（第六十九条―第七十九条）
　第四節　登録調査機関（第八十条―第九十八条）
第四章　輸送に係る措置
　第一節　貨物の輸送に係る措置
　　第一款　貨物輸送事業者に係る措置（第九十九条―第百四条）
　　第二款　荷主等に係る措置（第百五条―第百二十二条）
　第二節　旅客の輸送に係る措置等（第百二十三条―第百二十九条）
　第三節　認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置等
　　第一款　認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置（第百三十条―第百三十三条）
　　第二款　貨客輸送連携省エネルギー計画等（第百三十四条―第百三十八条）
　第四節　航空輸送の特例（第百三十九条―第百四十二条）
第五章　建築物に係る措置（第百四十三条）
第六章　機械器具等に係る措置
　第一節　機械器具に係る措置（第百四十四条―第百四十八条）
　第二節　熱損失防止建築材料に係る措置（第百四十九条―第百五十三条）
第七章　電気事業者に係る措置（第百五十四条・第百五十五条）
第八章　雑則（第百五十六条―第百六十七条）
第九章　罰則（第百六十八条―第百七十四条）
附則

第五条第一項第一号中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、第三章第一節中同条の前に次の款名を付する。

第一款　総則

第六条の次に次の款名を付する。

第二款　特定事業者に係る措置

第七条第一項中「第十九条第一項に規定する」を削り、「連鎖化事業者」の下に「（第十八条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。）、認定管理統括事業者（第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。）及び管理関係事業者（第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項各号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の一号を加える。

三　連鎖化事業者となつたとき。

第七条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　経済産業大臣は、特定事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者となつたときは、当該特定事業者に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

第九条から第十一条までを削る。

第八条の見出しを削り、同条第一項中「エネルギー管理者」を「第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（次項において「エネルギー管理者」という。）」に改め、同条を第十一条とする。

第七条の四の見出しを削り、同条第二項中「工場等（以下」を「工場等（次条第一項及び第十三条第一項において」に、「者（以下」を「者（次条及び第十二条第一項において」に、「同項」を「前項」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（第一種エネルギー管理指定工場等の指定等）」を付する。

第七条の三第一項中「第十三条第一項各号に」を「次に」に、「エネルギー管理企画推進者」を「前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二　エネルギー管理士免状（第五十一条に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けている者

第七条の三第二項中「第十三条第一項第一号」を「前項第一号」に、「同条第二項に規定する」を「経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

第七条の三第四項を削り、同条を第九条とする。

第七条の二第一項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「以下」の下に「この条及び次条第一項において」を加え、同条を第八条とする。

第十二条を削る。